

## フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則

制 定：平成 13 年 12 月 14 日経済産業省・環境省令第 13 号  
最終改正：平成 25 年 9 月 11 日経済産業省・環境省令第 7 号

### (用語及び種類)

- 第 1 条 この省令において使用する用語は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律において使用する用語の例による。
- 2 第一種特定製品の種類は、次のとおりとする。
    - (1) エアコンディショナー
    - (2) 冷蔵機器及び冷凍機器
  - 3 フロン類の種類は、次のとおりとする。
    - (1) クロロフルオロカーボン
    - (2) ハイドロクロロフルオロカーボン
    - (3) ハイドロフルオロカーボン
  - 4 特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収の用に供する設備（以下「フロン類回収設備」という。）の種類は、当該設備によって回収することが可能なフロン類の種類別の別又はこれらの組合せによるものとする。

### (第一種フロン類回収業者の登録の申請)

- 第 2 条 法第 9 条第 2 項（法第 12 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類回収業者の登録の申請をしようとする者は、様式第 1 による申請書に次に掲げる書類を添えて、第一種フロン類回収の業務を行おうとする区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- (1) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
  - (2) 申請者がフロン類回収設備の所有権を有すること（申請者が所有権を有しない場合には、使用する権原を有すること。）を証する書類
  - (3) フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類
  - (4) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第 11 条第 1 項各号に該当しないことを説明する書類
- 2 法第 9 条第 2 項第 5 号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。
    - (1) 事業所ごとのフロン類回収設備の数
    - (2) 回収しようとするフロン類の種類ごとに、フロン類の充てん量が 50 キログラム以上の第一種特定製品の回収を行う場合にはその旨
  - 3 都道府県知事は、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 30 条の 7 第 5 項若しくは第 30 条の 8 第 1 項の規定により、第 1 項の申請をしようとする者に係る同法第 30 条の 5 第 1 項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、第 1 項の申請をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

### (第一種フロン類回収業者の登録の基準)

- 第 3 条 法第 11 条第 1 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。
- (1) フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。
  - (2) 申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。
  - (3) 申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充てん量が 50 キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、1 分間に 200 グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

### (第一種フロン類回収業者の登録事項の軽微な変更)

- 第 4 条 法第 13 条第 1 項の主務省令で定める軽微な変更は、法第 9 条第 2 項第 4 号に規定するフロン類回収設備の能力又は第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事項の変更であって、法第 9 条第 2 項第 3 号及び第 2 条第 2 項第 2 号に掲げる事項の変更を伴わないものとする。

### (第一種フロン類回収業者の登録事項の変更の届出)

- 第 5 条 法第 13 条第 1 項の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第 2 による届出書に次に掲げる書類

(その届出に係る変更後の書類をいう。)を添えて、都道府県知事に届け出なければならない。

- (1) 第一種フロン類回収業者が法人であり、かつ、法第 9 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に変更があったとき  
登記事項証明書
  - (2) 法第 9 条第 2 項第 3 号から第 5 号までに掲げる事項に変更（前条に定める軽微な変更を除く。）があったとき 第 2 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる書類
- 2 都道府県知事は、住民基本台帳法第 30 条の 7 第 5 項若しくは第 30 条の 8 第 1 項の規定により、前項の届出をしようとする者に係る同法第 30 条の 5 第 1 項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類回収業者への書面の交付)

第 5 条の 2 法第 19 条の 3 第 1 項の規定による書面の交付は、次により行うものとする。

- (1) 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者が 2 以上である場合にあっては、第一種フロン類回収業者ごとに交付すること。
- (2) 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所が書面に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。
- (3) フロン類を第一種フロン類回収業者に引き渡す際に交付すること。

(第一種特定製品廃棄等実施者の書面の記載事項)

第 5 条の 3 法第 19 条の 3 第 1 項第 4 号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該書面の交付年月日
- (2) 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の所在
- (3) 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の登録番号

(第一種特定製品廃棄等実施者による第一種フロン類引渡受託者への委託確認書の交付)

第 5 条の 4 法第 19 条の 3 第 2 項の規定による委託確認書の交付は、次により行うものとする。

- (1) 引渡しの委託を受けた者が 2 以上である場合にあっては、引渡しの委託を受けた者ごとに交付すること。
- (2) 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数並びに引渡しの委託を受けた者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

(第一種特定製品廃棄等実施者の委託確認書の記載事項)

第 5 条の 5 法第 19 条の 3 第 2 項第 4 号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該委託確認書の交付年月日
- (2) 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の所在

(第一種特定製品廃棄等実施者の書面の写し等の保存期間)

第 5 条の 6 法第 19 条の 3 第 3 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

(再委託について承諾する旨を記載した書面の記載事項)

第 5 条の 7 法第 19 条の 3 第 4 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- (2) 引渡しを委託したフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数
- (3) 引渡しを委託したフロン類が充てんされている第一種特定製品の所在
- (4) フロン類の引渡しを他の者に再委託しようとする第一種フロン類引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- (5) 承諾の年月日
- (6) 第一種フロン類引渡受託者からフロン類の引渡しの再委託を受けた者（以下「第一種フロン類引渡再受託者」という。）の氏名又は名称及び住所

(再委託について承諾する旨を記載した書面の保存期間)

第 5 条の 8 法第 19 条の 3 第 4 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

(第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類引渡再受託者への委託確認書の回付)

第 5 条の 9 法第 19 条の 3 第 5 項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- (1) 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。

- (2) 法第 19 条の 3 第 4 項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

(第一種フロン類引渡受託者がフロン類の引渡しを再委託する際の委託確認書の記載事項)

第 5 条の 10 法第 19 条の 3 第 5 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第一種フロン類引渡再受託者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該委託確認書の回付年月日

(第一種フロン類引渡受託者による第一種フロン類回収業者への委託確認書の回付)

第 5 条の 11 法第 19 条の 3 第 6 項の規定による委託確認書の回付は、次により行うものとする。

- (1) 引渡しに係るフロン類が充てんされている第一種特定製品の種類及び数並びに第一種フロン類回収業者の氏名又は名称及び住所が委託確認書に記載された事項と相違がないことを確認の上、回付すること。
- (2) 法第 19 条の 3 第 4 項の規定に基づくフロン類の引渡しの再委託が行われた場合には、同項の規定により交付を受けた再委託について承諾する旨を記載した書面の写しを添付し、回付すること。

(第一種フロン類引渡受託者がフロン類を引き渡す際の委託確認書の記載事項)

第 5 条の 12 法第 19 条の 3 第 6 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 当該委託確認書の回付年月日
- (2) 引渡しを受ける第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号

(第一種フロン類引渡受託者の委託確認書の写しの保存期間)

第 5 条の 13 法第 19 条の 3 第 7 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の回収に関する基準)

第 6 条 法第 20 条第 2 項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第 1 の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第 18 条の 2 第 1 項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充てんされているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充てんされているものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあつては、この限りでない。
- (2) フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

(第一種特定製品廃棄等実施者に交付する引取証明書の記載事項)

第 6 条の 2 法第 20 条の 2 第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所
- (2) 引き取ったフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数
- (3) フロン類の引取り前の第一種特定製品の所在
- (4) 第一種フロン類回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- (5) 当該引取証明書の交付年月日
- (6) フロン類の引取りを終了した年月日
- (7) 引き取ったフロン類の種類ごとの量

(第一種特定製品廃棄等実施者への引取証明書の交付)

第 6 条の 3 法第 20 条の 2 第 1 項の規定による引取証明書の交付は、次により行うものとする。

- (1) 当該フロン類の引取り後速やかに交付すること。
- (2) 引き取ったフロン類が充てんされていた第一種特定製品の種類及び数並びに第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所が引取証明書に記載された事項と相違がないことを確認の上、交付すること。

(第一種フロン類回収業者の引取証明書の写しの保存期間)

第 6 条の 4 法第 20 条の 2 第 1 項の主務省令で定める期間は、3 年とする。

(第一種フロン類引渡受託者に交付する引取証明書の記載事項)

第 6 条の 5 第 6 条の 2 の規定は、法第 20 条の 2 第 2 項の主務省令で定める事項について準用する。この場合

において、第6条の2第1号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

(第一種フロン類引渡受託者等への引取証明書の交付)

第6条の6 第6条の3の規定は、法第20条の2第2項の規定による引取証明書の交付について準用する。この場合において、第6条の3第2号中「第一種特定製品廃棄等実施者」とあるのは、「第一種特定製品廃棄等実施者及び第一種フロン類引渡受託者」と読み替えるものとする。

(引取証明書等の交付等を受けるまでの期間)

第6条の7 法第20条の2第4項の主務省令で定める期間は、法第19条の3第1項の書面又は委託確認書の交付の日から30日とする。ただし、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する建設工事の契約に伴い委託確認書を交付する場合には、委託確認書の交付の日から90日とする。

(第一種特定製品廃棄等実施者の報告)

第6条の8 法第20条の2第4項の規定による報告は、速やかに法第19条の3第1項の規定により交付した書面の写し又は同条第2項の規定により交付した委託確認書の写しを提出して行うものとする。

(第一種フロン類回収業者等の引取証明書等の保存期間)

第6条の9 第6条の4の規定は、法第20条の2第2項、第3項及び第5項の主務省令で定める期間について準用する。

(第一種フロン類回収業者の引渡義務の例外)

第7条 法第21条第1項の主務省令で定める場合は、第一種フロン類回収業者が引き渡したフロン類を再利用する者又はフロン類破壊業者に確実に引き渡す者として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とする。

(第一種フロン類回収業者等によるフロン類の運搬に関する基準)

第8条 法第21条第2項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 回収したフロン類の移充てん（回収したフロン類を充てんする容器（以下「フロン類回収容器」という。）から他のフロン類回収容器へフロン類の詰め替えを行うことをいう。）をみだりに行わないこと。
- (2) フロン類回収容器は、転落、転倒等による衝撃及びバルブ等の損傷による漏えいを防止する措置を講じ、かつ、粗暴な取扱いをしないこと。

(第一種フロン類回収業者による回収量の記録等)

第9条 法第22条第1項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 第一種特定製品の整備又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合において第一種特定製品の整備が行われる場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われる場合の別、フロン類を回収した年月日、当該回収に係る第一種特定製品の整備の発注者及び第一種特定製品整備者又は第一種特定製品廃棄等実施者の氏名又は名称及び住所、当該回収に係る第一種特定製品の種類及び台数並びに回収したフロン類の量（第一種特定製品の整備が行われる場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。）
  - (2) フロン類をフロン類破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量
  - (3) フロン類を自ら冷媒その他製品の原材料として利用した年月日及びその量又は冷媒その他製品の原材料として利用する者にフロン類を有償若しくは無償で譲渡した年月日、その相手方の氏名若しくは名称及び譲渡したフロン類の量
  - (4) フロン類を第7条に規定する場合において引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称及び引き渡したフロン類の量
- 2 第一種フロン類回収業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の回収、再利用又は引渡しを行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から5年間保存しなければならない。

第10条 削除

(第一種フロン類回収業者による回収量等の都道府県知事への報告)

第11条 法第22条第3項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種

特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度（年度は、4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）においてフロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類の量（第一種特定製品の整備が行われた場合において、回収した後に再び当該第一種特定製品に冷媒として充てんした量を除く。）

- (2) 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度当初に保管していたフロン類の量
  - (3) 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度においてフロン類破壊業者に引き渡したフロン類の量
  - (4) 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において自ら再利用したフロン類の量
  - (5) 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度において第7条に規定する場合において引き渡したフロン類の量
  - (6) 業務を行った区域を管轄する都道府県ごとに、かつ、第一種特定製品の整備が行われた場合又は第一種特定製品の廃棄等が行われた場合の別ごとに、前年度の年度末に保管していたフロン類の量
- 2 第一種フロン類回収業者は、年度終了後45日以内に、様式第3による報告書とその業務を行った区域を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

（都道府県知事による回収量等の主務大臣への通知）

第12条 法第22条第4項の規定により、都道府県知事は、前条第2項の規定による報告を受けたときは、年度終了後4月以内に、様式第4による通知書を環境大臣又は経済産業大臣に2通提出しなければならない。

（第一種フロン類再生業者の許可を要しない場合）

第12条の2 法第50条第1項ただし書の規定による第一種フロン類再生業は、次により行うものとする。

- (1) フロン類の充填に関する記録その他の使用及び管理の状況について把握している第一種特定製品から自らが回収するフロン類又は第一種特定製品から自らが回収するフロン類であって、自ら保有する分析機器を使用すること若しくは十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することによりその性状が適切に確認されているフロン類について、フロン類の再生を行うこと（フロン類の回収に付随してフロン類の再生が行われる場合であって、法第46条第1項の主務省令で定める場合又は再生をしたフロン類を第一種フロン類再生業者若しくはフロン類破壊業者に引き渡すことを目的として回収を行う場合を除く。次号において同じ。）。
  - (2) 再生をしたフロン類を自ら冷媒として充填の用に供する目的でフロン類の再生を行うこと。
  - (3) フロン類の再生の用に供する設備（次項に規定するものに限る。）の適正な使用方法に従って、フロン類を大気中に排出することなく、適切な再生を行うこと。
- 2 法第50条第1項ただし書に規定する主務省令で定めるものは、フロン類の再生の用に供する設備のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。
- (1) フロン類の再生の用に供する設備を構成する装置のうち、フロン類の再生の用に供する装置については、一の筐体に収められていること。
  - (2) 可搬式のものであること。
  - (3) 供給口及び排出口を除き密閉でき、フロン類の大気中への排出が生じない構造であること（安全性の確保のためやむを得ない場合において、フロン類を排出する機能を備えているものを含む。）。
  - (4) 再生をしようとするフロン類の種類に応じた適切な再生を行うことができるものであること。

（第一種フロン類再生業者の許可の申請）

第12条の3 法第50条第2項（法第52条第2項において準用する場合を含む。）の規定により第一種フロン類再生業者の許可の申請をしようとする者は、様式第四の2による申請書に次に掲げる資料を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に二通提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
  - (2) 第一種フロン類再生施設等の構造を示す図面
  - (3) 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生ができることを説明する書類
  - (4) 第一種フロン類再生施設等の再生の能力を説明する書類
  - (5) 再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画
  - (6) 申請書に記載した第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を補足する書類
  - (7) 申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員）が法第51条第二号各号に該当しないことを説明する書類
- 2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第30条の7第3項の

規定により、同法第 30 条の 5 第 1 項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準)

第 12 条の 4 法第 51 条第 1 号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る構造に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できる構造であること。
- (2) 再生をしたフロン類を大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造を備えていること。
- (3) 再生をされなかったフロン類（再生の結果生じた排ガスその他の生成した物質に含まれるフロン類を含む。以下同じ。）について、法第 58 条第 2 項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合（第一種フロン類再生業者がフロン類破壊業者である場合であって、当該第一種フロン類再生業者が自ら当該再生をされなかったフロン類の破壊を行う場合を含む。第 12 条の 6 第 1 号ニにおいて同じ。）に、大気中に排出することなく適切に捕集するために必要な構造その他の大気中に排出することなく適切に引き渡すために必要な構造を備えていること。
- (4) ろ過機、蒸留装置その他のフロン類と混和している不純物を除去するための装置又は他のフロン類を混和してフロン類の品質を調整するための装置を備えていること。
- (5) 第一種フロン類再生施設等が、使用及び管理の方法を実行するために必要な計測装置を備えていること。
- (6) 再生をしたフロン類の純度、再生をしたフロン類と混和している不純物（不凝縮ガス、蒸発残分、酸分及び水分をいう。第 12 条の 6 第 3 号及び第 5 号において同じ。）の濃度について確認するために必要な分析機器を備えていること。ただし、十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託する場合は、この限りでない。
- (7) 申請書に記載された第一種フロン類再生施設等の使用及び管理の方法を実行できるものであること。

(第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準)

第 12 条の 5 法第 51 条第 1 号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る再生の能力に関する基準は、第一種フロン類再生施設等において再生をすることのできるフロン類の量が再生をしようとするフロン類の引取りに係る計画に照らし適切であることとする。

(第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準)

第 12 条の 6 法第 51 条第 1 号の主務省令で定める第一種フロン類再生施設等に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) 第一種フロン類再生施設等の種類に応じて、フロン類を大気中に排出することなく、再生をしたフロン類の用途に応じた適切な再生を行うことができ、かつ、再生の能力に関する基準を達成できるよう、次に掲げる事項について、適切に定められていること。
  - イ 運転方法
  - ロ フロン類の供給方法
  - ハ 再生をしたフロン類の捕集方法
  - ニ 再生をされなかったフロン類の処理方法（再生をされなかったフロン類について、法第 58 条第 2 項の規定によりフロン類破壊業者へ引き渡す場合の当該フロン類の捕集方法その他の引渡しの方法をいう。次号において同じ。）ホ再生をしようとするフロン類、再生をしたフロン類及び再生をされなかったフロン類の保管の方法へ保守点検の方法
- (2) 前号の運転方法、フロン類の供給方法、再生をしたフロン類の捕集方法、再生をされなかったフロン類の処理方法及び保守点検の方法を遵守するために、第一種フロン類再生施設等の状態を計測装置等により定期的に確認することとされていること。
- (3) 再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度について、自ら保有する分析機器を使用すること又は十分な経験及び技術的能力を有する者に分析を委託することにより適切に確認することとされていること。
- (4) 前 2 号の確認により第一種フロン類再生施設等の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。
- (5) 再生をしたフロン類を冷媒その他製品の原材料として利用する者に譲渡する場合には、当該譲渡の相手方に当該譲渡に係る再生をしたフロン類の純度及び再生をしたフロン類と混和している不純物の濃度の確認の方法及び確認の結果をあらかじめ通知することとされていること。
- (6) 第一種フロン類再生施設等の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

(フロン類破壊業者の許可の申請)

第13条 法第25条第2項(法第27条第2項において準用する場合を含む。)の規定によりフロン類破壊業者の許可の申請をしようとする者は、様式第5による申請書に次に掲げる書類を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に2通提出しなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
- (2) フロン類破壊施設の構造を示す図面
- (3) フロン類破壊施設の破壊の能力を説明する書類
- (4) 申請書に記載したフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を補足する書類
- (5) 申請者(申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の役員)が法第26条第2号各号に該当しないことを説明する書類

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第30条の7第3項の規定により、同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(フロン類破壊施設に係る構造に関する基準)

第14条 法第26条第1号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る構造に関する基準は、別表第2の上欄に掲げるフロン類破壊施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる装置を備えていること並びに同表の下欄に掲げる装置が申請書に記載されたフロン類破壊施設の使用及び管理の方法を実行できるものであることとする。

(フロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準)

第15条 法第26条第1号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る破壊の能力に関する基準は、フロン類の種類に応じてフロン類を破壊した場合に、次のいずれかを満たすことができることとする。

- イ フロン類の分解効率(次の式により算出されたものをいう。以下同じ。)が99以上であり、かつ、排出口(当該施設から排出ガスを大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。以下同じ。)から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が100万分の1以下であること。
- ロ フロン類の分解効率が99.9以上であり、かつ、排出口から排出されるガス中におけるフロン類の含有率が100万分の15以下であること。

(フロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準)

第16条 法第26条第1号の主務省令で定めるフロン類破壊施設に係る使用及び管理に関する基準は、次のとおりとする。

- (1) フロン類破壊施設の種類に応じて、運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法が、破壊の能力に関する基準を達成できるよう適切に定められていること。
- (2) 前号の運転方法、フロン類の供給方法及び保守点検の方法を遵守するために、フロン類破壊施設の状態を計測装置等により定常的に確認することとされていること。
- (3) 排ガス中のフロン類の濃度及び分解効率について年1回以上測定することとされていること。
- (4) 第2号の確認及び前号の測定によりフロン類破壊施設の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じることとされていること。
- (5) フロン類破壊施設の使用及び管理についての責任者を選任することとされていること。

(変更の許可)

第17条 法第28条第1項の規定により変更の許可を受けようとする者は、様式第5による申請書に第13条第3号から第5号までに掲げる書類(その許可に係る変更後の書類をいう。)を添えて、環境大臣又は経済産業大臣に2通提出しなければならない。

(軽微な変更)

第18条 法第28条第1項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 破壊しようとするフロン類の種類を減少させるもの
- (2) フロン類破壊施設の数の減少であって、新たな施設の設置を行わないもの

(変更の届出)

第19条 法第28条第3項の規定により届出をしようとする者は、様式第6による届出書を環境大臣又は経済産業大臣に2通提出しなければならない。この場合において、フロン類破壊業者が法人であり、かつ、法第25条第2項第1号に掲げる事項に変更があったときは、登記事項証明書を添えるものとする。

2 環境大臣又は経済産業大臣は、前項の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第30条の7第3項の

規定により、同法第 30 条の 5 第 1 項に規定する本人確認情報の提供を受けることができないときは、前項の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

(フロン類の破壊に関する基準)

第 20 条 法第 33 条第 3 項の主務省令で定める基準は、法第 25 条第 2 項に基づき提出した申請書中同項第 5 号に掲げる方法を遵守してフロン類の破壊を行うこととする。

(破壊量の記録等)

第 21 条 法第 34 条第 1 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) フロン類を引き取った又は破壊を受託した年月日及びその量
  - (2) フロン類の引取りを求めた第一種フロン類回収業者若しくは第 7 条の規定により都道府県知事が認めた者又はフロン類の破壊を受託した自動車製造業者等若しくは指定再資源化機関の氏名又は名称
  - (3) フロン類を破壊した年月日及びその量
- 2 フロン類破壊業者は、前項各号に掲げる事項に関し、フロン類の引取り若しくは破壊の受託又は破壊を行うごとに、遅滞なく、記録を作成し、当該記録の作成の日から 5 年間保存しなければならない。

第 22 条 削除

(主務大臣への報告)

第 23 条 法第 34 条第 3 項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 前年度において引き取った又は破壊を受託したフロン類の量
  - (2) 前年度の年度当初に保管していたフロン類の量
  - (3) 前年度において破壊したフロン類の量
  - (4) 前年度の年度末に保管していたフロン類の量
- 2 フロン類破壊業者は、年度終了後 45 日以内に、様式第 7 による報告書を環境大臣又は経済産業大臣に 2 通提出しなければならない。

(立入検査の身分証明書)

第 24 条 法第 44 条第 2 項の証明書の様式は、様式第 8 のとおりとする。

(条例等に係る適用除外)

第 25 条 前条（都道府県知事の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県の条例、規則その他の定め別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。

附則

この省令は、法の施行の日（平成 14 年 4 月 1 日）から施行する。ただし、第 1 条から第 5 条まで、及び第 13 条から第 19 条までの規定は、法附則第 1 条第 1 号に規定する規定の施行の日（平成 13 年 12 月 21 日）から施行する。

附則（平成 14 年 3 月 15 日経済産業省・環境省令第 2 号）

この省令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 12 条の 9 及び第 12 条の 10 の規定は、法附則第 1 条第 2 号に規定する規定の施行の日から施行する。

附則（平成 14 年 6 月 28 日経済産業省・環境省令第 3 号）

この省令は、法附則第 1 条第 2 号に規定する規定の施行の日（平成 14 年 10 月 1 日）から施行する。

附則（平成 16 年 7 月 26 日経済産業省・環境省令第 5 号）

(施行期日)

第 1 条 この省令は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条の規定

## (2) 第 2 条の規定

### (経過措置)

第 2 条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による届出書、報告書及び通知書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

第 3 条 使用済自動車の再資源化等に関する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日前に同法附則第 18 条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第 36 条の規定により第二種特定製品引取業者に引き渡された第二種特定製品については、第 2 条の規定による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行規則第 12 条の 5 から第 12 条の 15 まで、第 20 条、第 21 条及び第 23 条から第 26 条までの規定は、なおその効力を有する。

附則（平成 17 年 3 月 4 日経済産業省・環境省令第 1 号）

この省令は、不動産登記法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成 17 年 3 月 7 日）から施行する。

附則（平成 18 年 12 月 18 日経済産業省・環境省令第 11 号）

この省令は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附則（平成 19 年 7 月 31 日経済産業省・環境省令第 8 号）抄

### (施行期日)

第 1 条 この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 59 号）の施行の日（平成 19 年 10 月 1 日）から施行する。

附則（平成 24 年 7 月 6 日経済産業省・環境省令第 6 号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行の日（平成 24 年 7 月 9 日）から施行する。

附則（平成 25 年 9 月 11 日経済産業省・環境省令第 7 号）

この省令は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

※以下は略

別表第 1（第 6 条関係）

別表第 2（第 14 条関係）

様式第 1（第 2 条関係）

様式第 2（第 5 条関係）

様式第 3（第 11 条関係）

様式第 4（第 12 条関係）

様式第 5（第 13 条、第 17 条関係）

様式第 6（第 19 条関係）

様式第 7（第 23 条関係）

様式第 8（第 27 条関係）